

水道事業認可申請事務に係る留意事項について

水道事業認可申請事務については、「水道事業等の認可等の手引き」（令和元年9月版 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課）によるとともに、次の事項に留意するようお願いします。

1 水源の水量・水質・法規制関係について

(1) 取水の確実性について

- ・水源の水量調査は、取水の確実性を確認するため、最低、夏・冬季の渇水期を含む複数回実施すること。

(2) 水質検査について

- ・水源の水質検査は、**全ての水源（新設・既設）**について、**全項目検査**（総トリハロメタン、クロロホルム、ジブromokロロメタン、ブromोजikロロメタン、ブromohホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸、ホルムアルデヒド及び味については省略可。）及び**クリプトスポリジウム等指標菌検査**（表流水の新設水源にあっては少なくとも四半期ごと）を実施すること。クリプトスポリジウム等による汚染のおそれのある水源については**クリプトスポリジウム等の試験結果についても記載**されていること。
- ・上記検査には、**水質が悪化した場合（高濁度時等）の結果が含まれるよう**実施すること。
- ・水質基準は、消毒副生成物についても定めていることから、当該消毒副生成物の生成能を調査することが望ましいこと。
- ・水質検査において、次の例に掲げる特定の項目の検出事例があった場合については、浄水方法を決定するため、相当頻度（月1回以上で1年間程度）の検査が必要となること。

ア 消毒のみでは対応できない項目（鉄、マンガン、ヒ素等）の検出例がある場合
除鉄除マンガン処理等の必要性の判断

イ pHが6.0以下で高濃度の浸食性遊離炭酸の存在が見込まれる場合
浸食性遊離炭酸除去の必要性の判断

ウ 表流水（特に渓流水等）で、水質基準値程度の色度、濁度、有機物、鉄、マンガン等の検出例がある場合
緩速ろ過又は急速ろ過等のろ過方法の判断

エ 臭気物質及び有機物由来の高い色度等、特別の処理を必要とする項目の検出例がある場合
高度処理（例えば活性炭処理）の必要性の判断

(3) 河川法に基づく許可について

- ・河川水（表流水、伏流水）を水源とする場合は、河川法に基づく水利使用許可等の要否及び既存水利権使用者の同意の要否について調査するとともに、許可・同意の必要なものについては、必要な手続きを行うこと。
また、国土交通省に特定水利使用の申請をした場合については、関係資料を厚生労

働省健康局水道課あて提出する必要があること。

2 給水区域、給水人口及び給水量について

(1) 給水区域、給水人口及び給水量について

- ・給水区域、給水人口及び給水量については、水道事業設置条例に関連する事項であることから、関連議案上程前に当課と十分な協議すること。

(2) 給水区域の拡張について

- ・拡張区域については、将来、重複投資を招かないよう十分検討し設定すること。

(3) 給水区域の標示について

- ・給水区域は字名、町名等で標示すること。また、字名等の一部が給水区域となる場合においては、「字〇〇の一部」等と記載し給水区域を明らかにすること。

(4) 給水区域の拡張等における国庫補助について

- ・給水区域の拡張にあたり国庫補助制度を導入する場合は、給水区域全体の給水人口及び給水量の推計のほか、当該拡張区域に係る給水人口及び給水量の内訳についても明らかにし、補助採択基準への適否を確認する必要があること。

(5) 給水量について

- ・水量の需要予測については、補助要綱などで定められている原単位をそのまま利用するだけでなく、実績等を鑑み検討すること。また、新設の場合についても、近隣地域の実績等を調査し検証すること。

3 施設計画について

(1) 浄水方法等の決定について

- ・浄水方法の決定にあたり、原水の水質検査のみで判断できない場合は、ジャーテスト等の実施が必要となること。
- ・オゾン処理、生物処理、紫外線処理を行う場合、又は水道法施行規則第7条の2第2号に記載のない浄水方法を導入しようとする場合は、現地での相当期間の実証試験が必要となること。

(2) 地権者の同意等について

- ・取水施設、浄水施設及び配水施設等の主要な水道施設の用地の取得及び使用に関し、認可申請前に地権者の同意を得る必要があること。
- ・慣行水利権者、河川横断及び主要な管路に係る道路占用に係る協議を実施し、同意・許可を得る必要があること。

(3) 国庫補助について

- ・施設計画の段階で、各補助区分ごとのアロケーション検討図を作成すること。
- ・次年度補助対象事業とする場合については、遅くとも当年度3月上旬には認可を受けるよう関係協議及び事務処理を実施すること。

(4) 関係法令の遵守について

- ・ろ過設備の洗浄排水、沈殿池等からの排水その他の浄水処理過程で生じる排水を公共用水域に放流する場合にあっては、その排水による生活環境保全上の支障が生じないように必要な設備を設ける必要があること。
- ・浄水能力が 10,000m³/日以上浄水施設の沈殿施設及びろ過施設については、水

質汚濁防止法に規定される特定施設に係る届出が必要であること。また、排水量が 50m³/日以上である場合には同法に定める排水基準が適用となることから、排水処理施設等の設置が必要となること。

- ・処理能力が 10m³/日を超える汚泥の脱水施設、処理能力が 10m³/日（天日乾燥施設にあっては 100m³/日）を超える汚泥の乾燥施設等の設置にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく知事の許可が必要になる場合があることから、事前に振興局環境担当部局と協議すること。

4 財政計画について

(1) 財政計画に係る協議について

- ・水道事業の認可にあっては、その財政計画について、ふるさと振興部市町村課（窓口：地方債担当）と協議すること。なお、この協議は当課との協議と並行して実施することとし、認可申請時には、市町村課の指示事項が記載された「水道事業経営認可連絡調整票」の写しを添付する必要があること。

(2) 国庫補助が採択されない場合の対応について

- ・財政計画については、補助が採択されない場合の対応についても考慮し策定すること。

なお、補助金の減額により事業遅延となった場合であっても、認可の取消しに該当する場合がありますので十分に留意すること。

5 その他

(1) 事前協議時に提出する資料について

- ・資料は両面印刷とし、必ずページ番号を付すること。
- ・資料は、項目ごとに作成することが望ましいこと。

(2) 水道台帳について

- ・水道台帳は、規定の様式（A4）にて作成し、**上水道事業にあっては4部、簡易水道事業にあっては3部**を認可申請時に提出すること。併せて、**電子媒体でも提出をお願いする。**
- ・水道台帳の図面袋には、給水区域図（認可の手引き 2-4-6 による）及び水道施設の位置を明らかにする地図（認可の手引き 2-4-7 による）を同封すること。
- ・提出された水道台帳の1部は、認可後、申請者控えとして返却すること。

(3) 認可後の水道施設の布設・管理等について

- ・水道施設の布設にあっては、布設工事監督者を指名し、工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせること（法第 12 条）。
- ・水道施設の管理にあっては、水道技術管理者を設置し、技術上の業務を行わせること（法第 19 条）。
- ・水質検査計画を策定し、定期的水質検査等を適正に実施すること（法第 20 条）。また、策定した水質管理計画及び水質検査結果については、公表すること（法第 24 条の 2）。

- (4) クリプトスポリジウム等対策について
- ・クリプトスポリジウム等対策指針に基づき、クリプトスポリジウム等及び指標菌の検査を適正に実施すること。なお、指標菌が検出された場合等については、適切な措置を講ずること。
- (5) 書類提出時は、水道事業の認可の手引き表 2-1などを参考に、**必要資料に漏れがないか事前に確認**すること。